

# 経営首脳者セミナーのご案内

## ～令和6年4月建設業関係の改正法施行直前セミナー～

本年度の経営首脳者セミナーを以下の内容で開催いたします。今回のセミナーでは、「令和6年4月建設業関係の法改正施行直前セミナー」と題しまして、労働時間上限規制に関する内容並びに化学物質管理者の選任とその職務など化学物質管理関係の法規制に関する内容としています。経営者、安全担当のみならず、ぜひ**人事労務管理部署の方もご参加ください。**

### 労働時間上限規制

### 化学物質管理規制

+ 安全

<b>例外</b> <b>法律による上限</b> ・年720時間・複数月平均80時間* ・月100時間未満* ※休日労働を含む	<b>年間6ヶ月まで</b> 月80時間=1日残業4時間程度
<b>残業時間</b> 【原則】法律による上限 月45時間 年360時間以内 1日残業2時間程度	
<b>法定労働時間</b> 1日8時間 週40時間	



<b>有害性に関する情報量</b>	
約2,900物質 (国がモデルラベル・SDS作成済みの物質)	数万物質
国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質	国によるGHS未分類物質
ラベル・SDSによる伝達義務	ラベル・SDSによる伝達努力義務
リスクアセスメント実施義務	リスクアセスメント実施努力義務
ばく露を基準以下とする義務	ばく露を最小限度にする義務
ばく露を最小限度にする義務	ばく露を最小限度にする努力義務
適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務・努力義務	



改正内容：特別条項等による上限規制時間の適用、新たな時間外労働協定届の提出、就業規則の変更部分と届出、働き方改革等にかかる助成金などの支援事業・・・

改正内容：化学物質管理者・保護具着用管理者の選任、皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止、衛生委員会付議事項の追加、RA対象物に関する義務・・・

日時 令和6年3月12日(月) 13時30分から16時55分まで  
開催場所 建設会館講堂 横浜市中区太田町2-2  
開催内容

- ① 建設業における労働時間上限規制について / 神奈川労働局 監督課長 疍崎 雅夫氏
- ② 特別講演 働き方改革の取り組み事例発表 / 新菱冷熱工業(株) 人事担当部長 佐川 美佳氏  
(労働時間の上限規制への対処、意識改革、ICT活用等による業務効率化、女性活躍推進など)
- ③ 建設業における労働災害発生状況、法改正の内容等について / 神奈川労働局 安全課長 千葉 幸則氏
- ④ 建設業における今後の化学物質管理等について / 神奈川労働局 健康課長 畑野 俊氏
- ⑤ 特別講演 新たな化学物質の自主的管理の基本と建災防版リスク管理マニュアルの位置付け  
建災防本部 化学物質対策センター 調査役 酒井 康之氏

セミナーは無料です。下記の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAX等により  
**令和6年3月8日(金)まで**にお申し込み下さい。(期日を過ぎた場合はご連絡ください)  
【申込先】 建設業労働災害防止協会神奈川支部 電話 045-201-8456  
FAX 045-201-7735 メール [uketuke@kensai boukanagawa.com](mailto:uketuke@kensai boukanagawa.com)

### 経営首脳者セミナー参加申込書

分会名	会社名	お名前
	連絡FAX番号 ( )	連絡先電話 ( )
	連絡FAX番号 ( )	連絡先電話 ( )
	連絡FAX番号 ( )	連絡先電話 ( )